

第5部 災害復旧・復興対策計画

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。

また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進するものとする。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場面や組織に女性の参画を促進するとともに、高齢者、障害者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

市は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、大阪府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国若しくは大阪府が費用の一部若しくは全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

- (1) 道路復旧計画
- (2) 河川及びため池復旧計画
- (3) 農林施設復旧計画
- (4) 教育施設復旧計画
- (5) 上下水道復旧計画
- (6) 社会福祉施設復旧計画
- (7) 医療施設復旧計画
- (8) その他公共、公用施設復旧計画

2 復旧完了予定時期の明示

市及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

1 計画方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、大阪府及び国に対し、政令指定を得るため適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

2 激甚災害に関する調査及び促進

- (1) 市内に大規模な災害が発生した場合、市長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受けなければならないと思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、総務部長に提出するものとする。
- (3) 総務部長は、前記各部の調査をとりまとめ市長に付議する。市長は、激甚災害の指定を受けなければならないと決定した場合は、大阪府知事に調査書を添えて報告するものとする。
なお、市長は、事業ごとに大阪府の関係機関と連絡の上、指定の促進を図るものとする。
- (4) 市は、大阪府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

3 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、大阪府各部に提出するものとする。

第4 激甚災害指定による財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の財政援助
- (3) 中小企業に関する特別の財政援助
- (4) その他の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、災害対策本部が設置された災害をいう。）において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、災害復旧事業の支援を大阪府に要請する。

第2節 被災者の生活確保

■ 計画方針

市は、大阪府と連携して、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 災害による被害調査

市は、社会福祉協議会等と連携して、被災者の被害の程度を速やかに調査し、必要に応じて住民の生活復旧を支援する。

第2 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ① 市域において5世帯以上の住家が滅失した災害
- ② 大阪府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ③ 大阪府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ① 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
- ② 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 大阪府災害見舞金の支給

大阪府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

市、社会福祉協議会及び大阪府は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して、生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

大阪府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。

ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。なお、申込み相談窓口は、羽曳野市社会福祉協議会が行う。

第4 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

証明の範囲については、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家の全壊、流失、半壊及び床上浸水、床下浸水について、また、人的被害については、死亡、行方不明、負傷について、証明する。証明書の様式は、資料編 資料19「罹災証明書」による。

第5 租税等の減免及び徴収猶予等

1 国の措置

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（昭和22年法律第175号）に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号）に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

2 大阪府の措置

大阪府は、地方税法（昭和25年法律第266号）及び大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

また、府条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。

3 市の措置

市は、地方税法及び市条例に基づき、市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険料、介護保険料を含む。）の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

（1）申告、納入若しくは納付期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認められるときは、指定された地域に限り災害がおさまったあと、2か月以内に限り、当該期間を延長する。

（2）市税等の減免及び免除

被災した納税義務者に対しては、災害のあった年度内に限り、災害のあった日以降の納期の市税等について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

- ① 個人の市民税
- ② 国民健康保険料
- ③ 介護保険料
- ④ 固定資産税

災害により、その者の所有に係る固定資産につき損害を受けた者に対して、軽減又は免除する。

（3）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者（特別徴収義務者を含む。）が市税等を一時に納入し、又は、納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

（4）滞納処分の執行停止

災害により滞納者が無財産となるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

第6 雇用機会の確保

災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査の上、職業安定所等へその状況等を連絡し、職業のあっせんを要請するとともに、必要に応じ大阪府に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。

第7 住宅の確保

市は、大阪府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

大阪府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

市は、住宅に対する相談に対し、大阪府が設置する住宅に関する相談窓口を紹介するとともに、市の相談窓口において、次のような事業を実施する。

（1）公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供

第5部 災害復旧・復興対策計画

第1章 生活の安定

- (2) 住宅修繕等建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

市及び大阪府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実情に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、大阪府、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家又は建設中の住宅について、可能な限り、被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

- (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

- (3) 特定優良賃貸住宅のあっせん

自力での住宅確保が困難な被災者に対して、優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4 災害復興住宅資金の貸付

- (1) 住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

- (2) 大阪府は、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金貸付等を利用する被災者に対し、低利の融資をあっせんし、取扱金融機関に対し、利子補給するなど助成制度を創設して、個人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援を行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

第8 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び大阪府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

- (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立し

て生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は、次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る。)

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
 - ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
 - ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)
- 支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

- ・上記(3)①～③の世帯 100万円
 - ・上記(3)④の世帯 50万円
- ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

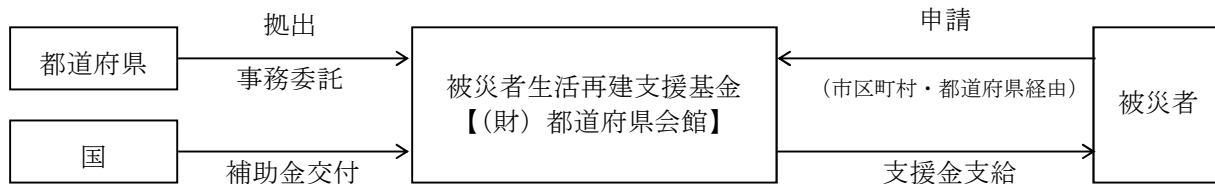
- ・住宅を建設又は購入した場合
 - 上記(3)①～④の世帯 200万円
 - 上記(3)⑤の世帯 100万円
 - ・住宅を補修した場合
 - 上記(3)①～④の世帯 100万円
 - 上記(3)⑤の世帯 50万円
 - ・住宅を賃借した場合(公営住宅を除く)
 - 上記(3)①～④の世帯 50万円
 - 上記(3)⑤の世帯 25万円
- ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、
いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。
(中規模半壊世帯は1/2)
- ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

第5部 災害復旧・復興対策計画

第1章 生活の安定

(4) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

第3節 中小企業の復興支援

■ 計画方針

大阪府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

なお、大阪府及び市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 市の措置

市は、中小企業の被害の状況を、大阪府等の関係機関と連携して、速やかに調査し、必要に応じて国、大阪府等の資金融資制度のあっせんを図る。

第2 大阪府の措置

- (1) 中小企業の被害状況について、速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- (3) 中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- (4) 資金貸付手続の簡易迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特別措置を中小企業信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- (5) 市、中小企業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第3 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

- (1) 日本政策金融公庫
 - ・災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。
 - ・据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。
- (2) 商工組合中央金庫
 - 災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

第4節 農林漁業関係者の復興支援

■ 計画方針

大阪府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第1 市の措置

市は、農家及び無地の被害の状況を、大阪府等の関係機関と連携して、速やかに調査し、必要に応じて国、大阪府等の資金融資制度のあっせんを図る。

第2 大阪府の措置

- (1) 農林漁業関係者の被害状況について、速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 農林漁業金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- (3) 被災した農林漁業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- (4) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- (5) 自作農維持資金の貸付適格審査認定事務の迅速かつ適正な処理に努める。
- (6) 市、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第3 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、施設の復旧、経営再建及び収入減補てん等に必要な農林漁業災害復旧資金並びに自作農経営の維持に著しい支障が生じた農業者に対する自作農維持資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して、経営資金を融資する。大阪府が、利子補給、損失補償の措置を講ずるものとする。

第2章 災害復興対策

■ 計画方針

大規模な災害が発生し被災した場合には、市は災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに大阪府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる。

そのため市は、大阪府とともに、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向等中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第1 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、大阪府等関係機関と協議を行い、原状復旧又は中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

第2 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り、改良復旧を行う。

第3 復興計画の作成

- (1) 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は、大阪府と連携して、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的かつ速やかに復興を進める。
- (2) 市復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、大阪府との連携等により、必要な体制を整備する。
- (3) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。
 - ① 復興計画の区域
 - ② 復興計画の目標
 - ③ 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他復興に関して基本となるべき事項

第5部 災害復旧・復興対策計画

第2章 災害復興対策

- ④ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- ⑥ 復興計画の期間
- ⑦ その他復興事業の実施に関し必要な事項